

電気通信紛争処理委員会（第237回）

1 日時

令和5年12月18日（月）15時00分～

2 場所

8階第2特別会議室（Web会議システム（Webex）を併用）

3 出席者等（敬称略）

（1）委員

田村 幸一（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、小川 賀代、
小塚 荘一郎、中條 祐介（以上5名）

（2）特別委員

眞田 幸俊、柴田 潤子、白山 真一、中村 豪、宮田 純子、葭葉 裕子
（以上6名）

（3）総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

課長補佐 古田 直樹、課長補佐 廣瀬 謙

（4）事務局

事務局長 藤野 克、参事官 小津 敦、上席調査専門官 佐藤 英雄

4 議題

（1）あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定【公開】

（2）日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン
【公開】

5 審議内容

(1)開会【公開】

【田村委員長】 それでは、ただいまから、第237回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。皆様には、御多用中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、委員5名全員が御出席ですので、定足数を満たしております。また、特別委員6名に御出席いただいております。

今回、皆様には総務省の会議室に御参集いただいておりますが、一部には、御都合により、ウェブにより参加していただいております。会議室で御出席の皆様につきましては、御発言の際には挙手をお願いします。ウェブ会議で御出席の皆様には、御発言の際に、チャットあるいは挙手機能でお知らせいただきまして、指名の後にカメラとマイクをオンにして御発言をお願いします。

傍聴につきましては、ウェブのみによる参加ということにいたしまして、事務局で傍聴の方のカメラもマイクもオフにさせていただいております。御了承いただきたいと思っております。

今日は、議事に入ります前に、先月末の11月30日に特別委員の改選が行われましたので、事務局から紹介をお願いいたします。

【小津参事官】 事務局です。

このたび11月29日付で任期満了を迎えられた特別委員の先生方、大雄特別委員、眞田特別委員、白山特別委員、杉山特別委員及び葭葉特別委員の5名におかれましては、11月30日付で特別委員に再度、御就任いただいております。また、今回、柴田特別委員、中村特別委員及び宮田特別委員におかれましては、11月30日付で新たに御就任いただいております。資料237-1として、委員及び特別委員の名簿をお配りしております。御覧ください。

事務局からは以上です。

【田村委員長】 新しく御就任されました柴田特別委員、中村特別委員及び宮田特別委員の3名が本日御出席ですので、自己紹介を兼ねまして一言御挨拶ください。お名前をお呼びいたしましたら、順次、よろしくをお願いいたします。

最初に、香川大学法学部教授の柴田潤子特別委員です。よろしくお願いいたします。

【柴田特別委員】 柴田です。よろしくお願いいたします。所属は、今御紹介いただきましたように、香川大学法学部です。専門は経済法となっております。特に現在ではプラットフォームにおける競争法規制の在り方を、特に濫用規制という観点から研究を進めているところです。

また、紛争処理に関しましては、高松家庭裁判所の参与員もしております。

以上、皆様、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【田村委員長】 次に、東京経済大学経済学部長、教授の中村豪特別委員、よろしくお願いいたします。

【中村特別委員】 東京経済大学の中村です。よろしくお願いいたします。

私は、専門としましては、やや広めに言いますと実証的な産業組織論ということになります。主な関心事としては、イノベーションであります、生産性、そこに着目しまして、様々な要因がどのように働いているのか。特に競争の在り方等も視野に入れつつ、研究しているところです。

総務省では、関連する委員会としてA I 経済検討会にも少々前まで参加しております。A I 等データ活用が企業の行動にどのように影響を及ぼしているのか、あるいは企業のパフォーマンスにどのような影響を及ぼしているのかなどをやっております。よろしくお願いいたします。

【田村委員長】 最後に、芝浦工業大学工学部の情報通信工学科の准教授であります宮田純子特別委員、よろしくお願いいたします。

【宮田特別委員】 芝浦工業大学の工学部情報通信工学科の宮田と申します。

私の研究分野は、情報ネットワークのトラヒックの解析、情報セキュリティについてです。総務省で関連する仕事としては、I P ネットワークの設備委員や、最近ですとデジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会で、電波の使い方やI P ネットワークでのトラヒックの扱い方などを皆さんと議論しております。

是非、皆さんにいろいろ御意見賜われればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【田村委員長】 せっかくの機会でもございますので、ここで委員の皆さん、あるいは再任の特別委員の皆様にも御所属とお名前と御専門の分野について、

一言御挨拶をいただければと思います。

【三尾委員長代理】 委員長代理を拝命しております三尾と申します。弁護士です。私の専門は、知的財産を専門としておりまして、総務省に割と長い間、お世話になっております。この分野、さしたる専門性はないわけではございますが、皆さんのお知恵を拝借しながら進めていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【小川委員】 日本女子大学理学部の小川賀代と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

専門は、光無線通信の通信品質の向上に向けた検討を行っております。このような会議は初めてでして、分からないことも多いかと思いますが、皆様にいろいろ教えていただきながら進めていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【中條委員】 横浜市立大学の中條と申します。現在は副学長、理事を拝命しております。専門は会計学で、中でも財務会計です。更に細かく言いますと情報ディスクリージャーと企業の会計政策につきまして研究しています。どうぞよろしくお願いいたします。

【小塚委員】 学習院大学法学部の教授の小塚です。

商法という分野を大学では担当しておりますが、広く民商事の契約関係、取引関係などを研究しております。どうぞよろしくお願いいたします。

【田村委員長】 続きまして、特別委員の御紹介です。

【眞田特別委員】 慶應義塾大学の眞田と申します。

専門は無線通信、特に携帯電話の物理層の研究をしております。どうかよろしくよろしくお願いいたします。

【葭葉特別委員】 葭葉と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

弁護士をしております。総務省の関係で言うと、情報公開・個人情報保護審査会の委員をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

【白山特別委員】 白山と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

私は、実務的に公認会計士の業務をずっとやっております。現在は上武大学で教授をしております。専門の領域は、財務会計、管理会計全般、あと本当の専門は公的機関、非営利組織の会計になります。公共料金の様々な算定や調

整、そのようなことの研究と実務もやっております。よろしくお願いいたします。

【田村委員長】 大雄特別委員と杉山特別委員は本日、御欠席です。

最後に、事務局からも一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

【藤野事務局長】 この7月から事務局の仕事をさせていただいております藤野です。よろしくお願いいたします。

【小津参事官】 同じく7月から事務局におります小津です。よろしくお願いいたします。

【佐藤上席調査専門官】 事務局の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【田村委員長】 最後に私、委員長の田村です。

仙台で弁護士をしております。その前は40年ほど裁判官として勤めてまいりました。この委員会につきましては、委員長の2期目ということになっておりまして、通算5年目です。委員の先生方、特別委員の先生方、皆様の御理解と御協力を頂きながら、本委員会の運営を行っていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

(2)議題： あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定【公開】

お手元の議事次第にしたがいまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日は、公開の議事となっております。

まず、議題1ですが、「あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定」ということに入ります。

この議題につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【小津参事官】 事務局です。御説明させていただきます。

あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定のうち、あっせんについては、別添資料の電気通信事業法の第154条第3項が、「委員会によるあっせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第3項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあっせん委員が行う」と規定しています。委員会として、あらかじめあっせん委員になり得る者の指定が必要ということになります。

仲裁についても、次の第155条第3項の規定があります。これもあっせん委員と同様、委員会としてあらかじめ仲裁委員になり得る者の指定をするということになります。

ここで、「その他の職員」という文言があります。これについては特別委員の先生方が該当するということになります。

委員会は、事業者からあっせんや仲裁の申請があれば、その案件ごとに委員と特別委員の先生方の中からあっせん委員、あるいは仲裁委員を指定することになります。したがって、法律に基づき、将来のあっせんや仲裁委員の指名に備えて、あらかじめ委員会としてあっせん委員及び仲裁委員の対象者を指定しておくということになります。

従来、対象者として、委員及び特別委員の先生方全員を指定しておりますので、今回も任命となった特別委員の先生全員について指定させていただきたいと考えています。

なお、この対象者については指定、実際に委員になるときについては指名と言葉を少々使い分けております。

今回は、特別委員全員をあっせん委員及び仲裁委員の対象者として指定させていただきたいということで審議をお願いしたいと思います。

また、特に仲裁委員については、電気通信紛争処理委員会令第7条に、「委員会は、委員会の委員その他職員の名簿を作成しなければならない」と規定があります。したがって、仲裁委員の対象者に関する名簿について、委員会より名簿作成の指示を頂くことができれば、事務局において、その名簿を作成・保存しておきたいと思っています。本件も併せて御審議いただければと思います。

【田村委員長】 ただいまの事務局からの説明に関しまして、御質問等ありますでしょうか。

特に質問がないということですので、審議に入りたいと思います。

ただいまの事務局の提案どおり、特別委員8名、全員をあっせん委員及び仲裁委員の対象として指定するという事、それから、指定された仲裁委員の対象者に関する名簿の作成は事務局において行うことについて、御異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【田村委員長】 ウェブからも特に異議はないと思いますので、そのように扱わせていただきます。

それでは、この議題につきましては、事務局の提案のとおりとさせていただきます。事務局におきましては、名簿の作成をお願いいたします。

(3)議題： 日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン
【公開】

次に、議題2です。「日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン」ということで、総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課の古田課長補佐から御説明をお願いします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

【古田課長補佐】 料金サービス課の古田です。本日は貴重なお時間を頂きありがとうございます。

資料237-3-1に基づき、令和5年11月7日に総務省が公表しました「日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン」について、御説明を差し上げます。

最初のページを御覧ください。モバイル市場競争促進プランの全体像となります。

左側にこれまでの取組、右側に本プランでまとめた今後の取組を示しております。左側のこれまでの取組にあるとおり、総務省においてはモバイル市場の競争促進のために、これまでも様々な取組を行ってきたところですが、特に法改正を伴う取組は、オレンジ点線で囲っているところですが、2019年、2022年に電気通信事業法の改正を行っているところです。まずは、これまでの取組として法改正の内容を簡単に御紹介します。

①の納得感のある料金・良質なサービスの実現、②事業者間の乗換えの円滑化の加速のところにオレンジの点線で2019年法改正とあります。2019年法改正について、当時、大手3社による寡占が継続しており、端末代金と通信料金が一体化し、利用者に分かりにくく不公平な状況となっていたとの指摘がありました。また、販売代理店への指導は、一時的には事業者委ねられ、行政の現状把握が不十分な状況となっていたとの指摘があったところです。

このような指摘等を踏まえて2019年法改正により、通信料金と端末代金の分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度、また、販売代理店に届出制度を導入することで、販売代理店の適切な業務の是正の実効性

を担保する制度を整備したところでは。

続いて、2022年、電気通信事業法の改正ですが、③の事業者間の公正な競争環境の整備の促進のところに、MNOとMVNOとの間の卸協議の円滑化がございました。

2022年法改正について、第一種指定電気通信設備や第二種指定電気通信設備を用いた卸役務である指定設備卸役務のうち、多くの事業者が提供を受けている光サービス卸やモバイル音声卸については、長期にわたり卸料金が高止まりしているとの指摘がございました。

このような指摘等を踏まえて、こうした指定設備卸役務の提供については、相対契約を基本としつつも、指定設備を設置する事業者に対し、当該事業者の交渉上の優位性や卸先事業者との間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質、活発的に行われるための環境整備として新たな規律を整備したところでは。

これまでも総務省では様々な取組を行ってきましたが、競争を一層促進させるために今般、モバイル市場競争促進プランとして右側の今後の取組をまとめたところでは。

それでは、モバイル市場競争促進プランでまとめた今後の取組について、詳細版の資料に基づいて御説明します。

資料237-3-1の右肩1ページを御覧ください。「モバイル市場競争促進プラン」の基本的な考え方となっております。

モバイルは、技術革新のスピードが速くイノベーションが生じやすく、そして、何よりも国民の日々の生活に密着した不可欠なものとなっております。このため、モバイルが納得感のある料金で良質なサービスとなれば、日々の生活はより豊かになると考えているところでは。

この実現には、料金・サービス本位の競争につながる環境整備を一層進めることが重要であります。この点、同年11月2日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策の第2章第1節、「物価高から国民生活を守る」においても携帯電話サービスについて、利用料金やサービス本位の競争を促進するため、2023年内に実施する制度改正、利用者に合った料金プラン選択促進のための広報を順次実施するとされたところでは。

この経済対策を踏まえ、モバイル市場競争促進プランとして納得感のある料

金・良質なサービスの実現、事業者間の乗換えの円滑化の加速、事業者間の公正な競争環境の整備の促進を柱とする八つの取組を着実に実施するとしております。

さらに、総務省としては、更なる競争促進のための必要な対策を不断に検討するとしていくところといたしております。

それでは、プランでまとめた八つの取組について、御説明します。右肩2ページを御覧ください。納得感のある料金・良質なサービスの実現についてです。

右肩3ページを御覧ください。「1円端末」販売等につながる過度な割引の規制についてです。過度な端末割引競争を抑制し、通信料金・サービス競争へのシフトを加速させることが重要であり、このために2019年の法改正により、通信料金・端末料金の分離に係る端末の割引規制を設けたところといたしております。当該規制については、導入直後は規制の効果が現れていたところといたしておりますが、規制の対象外となる割引である「白ロム割」を事業者が新たに行うことにより、再び「1円端末」販売等の大幅な端末値引きが行われ、転売ヤー等の問題が発生していた状況であります。

これを踏まえ今後の取組としましては、「1円端末」販売等につながる過度な割引を規制し、転売ヤー等を防止するため、「白ロム割」を規制対象とした上で、端末割引額の上限を原則4万円に見直す制度改正を年内に実施するとしております。

制度改正につきましては、12月1日に公布されておりました、12月27日に施行されることとなっております。

4ページを御覧ください。中古端末の安心安全な流通の促進についてです。下のグラフにありますとおり、新品の端末販売価格が高騰傾向であり、中古端末の需要は増加しているところといたしております。国民が低廉で多様な端末を選択できるようにするため、選択肢の一つとして、中古端末のさらなる流通促進が重要であると考えております。

これを踏まえ今後の取組としましては、中古端末の安心安全な流通を促進するため、中古端末の民間事業者団体の取組をサポートしていくことといたしております。まずは、中古端末の取引時における情報等の処理を適切に行う必要があるため、民間事業者団体が定めている業界の自主ガイドラインの改正を促進

するため、年内に議論を開始するとしております。

5 ページを御覧ください。MNOによる代理店の指導強化です。利用者からの苦情相談件数は減少傾向にあるものの、苦情はいまだに継続しており、そのチャンネルは販売代理店等の店舗が約8割を占めている状況です。

利用者の利益保護の観点から重要な販売チャンネルである販売代理店の業務運営の適正性を一層確保するため、委託元であるMNOの指導強化が必要であると考えているところです。

これを踏まえ今後の取組としましては、MNOによる販売代理店の指導強化を図るため、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインを年内に改正するとしているところです。

6 ページを御覧ください。二つ目の柱の事業者間の乗換えの円滑化の加速についてです。

7 ページを御覧ください。新料金プランの移行の検討促進のための広報についてです。携帯各者は、従来のプランより低廉な料金プランを発表しており、利用者は自分に合った低廉な新料金プランを選択することにより、携帯料金の支出を減らすことが可能となっております。

一方、いまだ約半数の利用者は旧来のプランに残っており、また、新料金プランに乗り換えない理由として、「手続を行うこと等が面倒」と挙げられているところです。この点、手続簡素化のため、2023年5月にMNPワンストップが開始されたところですが、その認知度が低く、周知が重要と考えているところです。

なお、MNPについては、資料237-3-2として参考資料をつけておりますので、御参照いただければと思います。

これを踏まえ今後の取組としては、いつでも自由に容易な手続で料金プランの変更ができるようになったこと等について、周知広報を実施するとしているところです。そのための予算として、総務省では補正予算で約1.5億円を確保しておりますので、その予算を活用して周知広報を実施していきます。

8 ページを御覧ください。MNPワンストップ化の推進についてです。令和5年5月からMNPワンストップを開始しましたが、対応事業者は6社にとどまっている状況です。

これを踏まえ、今後の取組としましては、MNPワンストップ未対応の大手MVNOについて、MNPワンストップ導入予定時期を年内に公表するなど、早期導入に向けた働きかけを行うとしております。

9ページを御覧ください。三つ目の柱の事業者間の公正な競争環境の整備の促進についてです。

右肩、10ページを御覧ください。通信・端末分離規制の基準値の引上げについてです。MNO3社による寡占的な市場を踏まえれば、MVNOの競争力確保が重要ですが、MVNOの相対的な競争力は低下しているところです。

今後の取組としましては、通信料金・端末料金の分離に係る規制対象から、独立系MVNOを除き、大手MNOと独立系MVNOとの適正な競争関係を確保する制度改正を年内に実施するとしております。制度改正は、こちらも12月1日に公布されまして、12月27日に施行されることとなっております。

11ページを御覧ください。周波数の追加割当てについてです。周波数は、モバイル市場における競争の源泉であり、MNO間の競争力の重要な構成要素となっております。

今後の取組としましては、既に10月23日に実施しましたが、いわゆるプラチナバンドである700MHz帯の周波数の割当てを実施するとしております。また、今後の周波数割当てに向けて、広い帯域が確保でき、超高速通信が可能な4.9GHz帯周波数について、技術的条件を年度内目途に取りまとめるとしてしているところです。

12ページを御覧ください。接続料の更なる低廉化についてです。MVNOの競争力確保のためには、「データ接続料」の低廉化を一層進めることが重要です。

これを踏まえデータ接続料の一層の低廉化を図るとし、2023年度当初と比較し、2025年度までに約3割低廉化するとしております。また、データ接続料等が妥当であるかについて、モバイルスタックテストで検証するとしてしているところです。ここまでのモバイル市場競争促進プランで掲げた八つの取組の内容です。

最後になりますが、13ページを御覧ください。更なる競争促進策の検討です。更なる競争促進策の検討を行う場として、競争ルールの検証に関するワー

キンググループや消費者保護ルールの在り方に関する検討会を活用して、来年夏を目途に結論を得られるよう、早期に検討を開始するとしております。

また、今後の検討内容としましては、通信料金の低廉化に加え、端末をニーズに応じて多様なものから選択できるようにすることも重要であるため、中古端末を含む端末市場のさらなる活性化のための対策を、モバイル市場の寡占的な状況が継続していることを踏まえ、競争を一層促進させるための実効性の高い対策を中心に幅広く検討を行うとしているところです。

以上がモバイル市場競争促進プランの説明となります。総務省としましては、本プランに基づき必要な取組を着実に進めるとともに、さらなる対策の検討を行っていききたいと考えております。

説明は以上となります。

【田村委員長】 ただいまの御説明につきまして、委員、特別委員の皆様から御質問等ありましたらお願いいたします。

それでは、三尾委員、お願いいたします。

【三尾委員長代理】 7ページで御説明いただきました事業者間の乗換えの円滑化の加速について、質問させていただきたいと思います。

まず、このアンケートの結果には、不便を感じていないからというのに加え、手続を行うことが面倒というのもあります。MNPワンストップの手続が面倒ではない点を周知すれば良いだけではなく、MNPワンストップで選択をして、それで手続を開始しようとした後の窓口、事業者の説明を受ける場所というのがとても不足しているということもあると思います。その辺りの対応について質問させていただきます。

実は私、先日、MNPワンストップを使って事業者を変更しました。ワンストップだったので、そのところはスムーズだったのですが、それ以外の細かい不備がたくさん出てきました。それに対して事業者に細かく説明を求めたところ、一応、窓口は設置されていますが、それに対してどこに聞きに行けば良いのか、具体的なところが不十分ではないかなと思った次第です。

したがって、対応策としてワンストップを周知するというだけでは、多分、私のような高齢者には、ハードルが高いところがあると思いました。

要は事業者にもう少々幅広く説明できて、相談できる窓口を高齢者向け、分

かりづらいついて思っている方に幅広く提供することが一番大事と思う次第です。

もう一つは、8ページについても、先ほどと同じような話ですが、ワンストップを利用する際に、残債がある場合の整理の説明責任が移転元事業者に課せられる点について、この辺りも本当に素人向けに幅広く相談できて、いろいろアドバイスできる窓口を広く設けるべきではないかと考えております。その辺りを是非事業者をお願いしたいというのが一ユーザーとしてのお願いになります。

更にもう一点は、果たして本当に、この変更に対してのMVNO、ユーザからのニーズに基づいての変更なのかが、もう一つはっきりしないところがございます。例えばMVNOから何らかの要望が出てきて、こういう改正になったのかという点につきまして、御説明ください。

【古田課長補佐】 一つ目の御質問と二つ目の御質問、重なる部分もあるかと思いますが、携帯キャリアできちんと説明する場を設けるべきではないか、分かりやすく相談できるような窓口があるべきではないか、そうした御趣旨の御質問だと思います。

携帯キャリアに関しては、利用者に対して分かりやすく説明していくというのは非常に重要と思っておりますし、特にその点に関しては、販売代理店が、特に高齢者などを中心に相談できる場になると思っております。

そういう意味では、きちんと携帯キャリアが、オンラインだけではなく、販売代理店などのリアルな店舗を活用しながら、高齢者などを中心に分かりづらい人にもきちんと相談できるような場所を提供していくというのも一つ重要と思っております。

今回のモバイル促進プランの中に掲げた一つの取組でありますとおり、国民が携帯キャリアと接する場としては店舗が非常に重要になってくると思っておりますので、その店舗がより適正なものとなるための今回の取組としましては、携帯キャリアがきちんと監督義務を果たすようにという形で、5ページのところですが、店舗については引き続き重要でありますので、こちらがより改善されることによって、オンラインだけでは分かりづらい人に対しても相談できる場を適切に携帯キャリアが提供していく、そうあってほしいと考えているとこ

るです。

三つ目の御質問ですが、今回の取組がユーザからのニーズに基づいたものなのか、MVNOからの要望があったからなのかですが、事業者間の乗換えがより容易になってほしいというのは、ユーザから日々要望があったところです。

ワンストップの取組についても、携帯キャリアの移動する前の事業者に連絡すると、引き止め等の行為があり得るので、そういったことをせずに乗換えが容易になるようにという点で、このワンストップ方式、8ページの右下ですが、自分が契約しているキャリアに連絡することなく、移動したいと思っているキャリアに連絡すれば移動できるような仕組みです。これによって、ユーザが望んでいる乗換えがより容易になると考えておりますので、こちらもユーザ視点に基づいて取組を進めているところです。

【三尾委員長代理】 店舗を中心とした相談窓口という観点については非常に理解が進みましたが、格安スマホ等で店舗を利用できない者、店舗を持たないMVNOが関与しているようなケースについては、全くウェブ上でしか対応していただけない場合があると思います。

この場合、MVNOなり、店舗を持つ大きなところを頼るしかないということとなり、よりスムーズな事業者間の乗換えについては支障が生じる気もいたしますので、もう少し店舗以外のところでも幅広い相談窓口を御検討いただければと考えます。

【古田課長補佐】 プランによってはウェブ上でしか取り扱っていないプランがあるというのも御指摘のとおりですし、また店舗を持っていない事業者も地域によってはあると、それも御指摘のとおりだと思います。

キャリアによっては、店舗では利用できないプラン、オンラインでしか利用できないプランがありますが、御指摘のとおり、店舗があろうとなかろうと、必要があればキャリアに相談できる環境というのは重要です。特に契約の際には、国民、利用者がどういったプランになっているのか、その内容について分かりやすく周知していく場合は、店舗、オンラインに限らず重要だと思っておりますので、そういったところで苦情が多くならないように、我々もキャリアの取組については引き続き注視していきたいと考えております。

【田村委員長】 小川委員、どうぞ。

【小川委員】 今回のワンストップに関しての質問ですが、8ページでは、現在、対応している事業者は6社ということになっているかと思えます。実際にはもっと多くのMVNOが存在すると思えますが、少ない数であることの原因について教えてください。

こういったものの中に、例えばMVNOがより多くの経費がかかるのでちゅうちょされている部分があるのかどうなのかということについても教えていただければと思います。

【古田課長補佐】 8ページにありますとおり、こちら公表した時点では対応事業者は6社、特にMNO4社とMVNOの2社ということですので、MVNOは事業者としては多いため、御指摘のとおり、対応している事業者というのは現時点ではかなり限られている状況です。

その要因としては、一概にお答えすることは難しいですが、一つ挙げるとするならば、システム対応もごさいますので、そのシステムをどのタイミングで対応するかといったものもあるかと思えます。

特に、一部の事業者においては、そのシステムを更改するようなタイミングに合わせて行いたいといった形で、なるべく経費がかからないようにしたい事業者もあったとは聞いているところです。一部、費用がかかるようなものでもごさいますので、そういったことも踏まえながら、MVNOについては、対応時期を今、判断しているところだと思っております。

ただ、我々としましては、繰り返しになりますが、可能な限りMVNOが幅広く対応していただける方が、ワンストップという便利な乗換えが普及していきますので、MVNO、特に大手については可能な限り対応するよう働きかけは行っていきたいと考えております。

【小川委員】 今後、どのぐらいの数のMVNOが検討されているのか、あとどのぐらいの時期ぐらいから広がるように予測されているのかということをお教えいただければと思います。

【古田課長補佐】 どのタイミングで大手MVNOが対応するかについて、各社と調整しているところでごさいまして、少なくとも年内にある程度、大手のMVNOについては、どのタイミングで対応するかについて総務省で公表で

きるように、現在、調整を進めているところです。

【藤野事務局長】 　　少し補足があります。

【田村委員長】 　　どうぞ、お願いします。

【藤野事務局長】 　　古田補佐が先ほど申しましたように、ナンバーポータビリティは、基本、スイッチングコストを下げ、競争を円滑にする、モビリティを増やそうということで、まず、固定電話のナンバーポータビリティを99年に制度改正され、2001年から開始されました。当初から、移転元では顧客を引き離したくない問題があったわけです。そこで、移転先だけでやり取りしてナンバーポータビリティができるようにするというのが最初からのルールでした。

ところが、移動体電話については、2006年に両方やりとりをしないといけないことにしたことが始まりで、今回、ワンストップという固定電話と同じやり方を始めたことで、切り替えるのにまたコストがかかるので、なかなか事業者が移行していないというのが実情だと思います。

仮に移転先だけでしっかり手順が徹底できれば、移転先は、顧客を取るための手段として、一緒に営業をやれば良いわけです。営業窓口でやれば良いので、先ほど窓口が分かりにくいという話もありましたが、ワンストップが徹底できれば、自分のサービスを売りたい方が一生懸命やって、もう少々円滑に回るのかもしれない。システムを始めた当初のやり方が、工程を違えたところが少々気にしているところではあります。

【田村委員長】 　　よろしいでしょうか。中條委員、どうぞ。

【中條委員】 　　ただいまの件と関連しますが、まず一つ目は、現在はツーステップ方式というのは廃止されたのでしょうか。仮に新料金プランの移行促進ということが目的の一つであると考え、ポイントなどお持ちの方たちが、そのポイントを捨てざるを得ないということになると、ナンバーポータビリティ促進上の障害になるかと思えます。そうであれば、ツーステップ方式で、まず現在のところに御相談して、こういう新料金プランがありますよというお話をいただければ、その新料金プランに移行することもできる、そういったメリットもあるのではないかと考えました。その点、教えていただけたらと思

ます。

【古田課長補佐】 ツーステップ方式が廃止されたのかということですが、現状は、ツーステップ方式とワンストップ方式が事業者で選べるといいますか、残せる形になっておまして、ワンストップ方式に対応しているのが6社にとどまっておりますので、事業者によっては、現状ではツーストップ方式を行っている事業者もありますし、キャリアでは両方に対応した形になっています。

ワンストップ方式だけにしてしまいますと、直ちに対応できない事業者もございまして、そうしますとMNP自体が行えなくなってしまうと、移行促進に関しては進まなくなってしまうので、現状としては両方の仕組みを選択可能としています。

【中條委員】 ということは、ワンストップ方式に移行した事業者も、ツーストップ方式の採用が可能ということでしょうか。

【古田課長補佐】 お見込みのとおりです。

【田村委員長】 よろしいでしょうか。眞田特別委員からも質問があるようです。どうぞ。

【眞田特別委員】 10ページのところで、シェアの基準を4%としている、この4という数字がどういう意味を持つのかということと、シェアで基準を分けている理由、例えば独立系のものが関わらないようにするやり方もあるかと思いますが、そうしない理由はなぜでしょうか。

【古田課長補佐】 シェアの基準を0.7%から4%に変えた理由ですが、まず、このシェアの基準の改定に関しては、この課題で申し上げたとおり、MVNOの競争力が相対的に低下していることを踏まえて、MVNOの競争力が重要との議論がございました。

その上で0.7%から4%に変えた、この数字ですが、当時、楽天モバイルが価格を改定した際に、市場に対して一定の影響があったのではないかと御議論もあり、当時の楽天モバイルのシェアが、約500万人に相当する4%だったので、今回、基準を引き上げるに当たっては影響を与え得るおそれもあり、0.7%から4%に変えたところです。

また、今回の改定に当たっては、独立系MVNOを対象から外すに当たって、シェア以外の考え方もあったのではないかと御趣旨の御質問だと思いま

すが、こちらは法律において規律の対象となる事業者については、シェアで基準をつくるとなっております。その趣旨としましては、シェアが低い事業者は市場に与える影響が余り大きくないので、規律対象から除くと法律で規定しているところです。

このため今般、正にMVNOの自立について議論した際に、基本シェアについて議論が行われまして、こちらが0.7%から4%に変わったところです。

【田村委員長】 小塚委員、どうぞ。

【小塚委員】 端末について、日本の携帯事情は非常に特殊なところがあって、特定のメーカーの端末、iPhoneに対して非常に人気が高い、しかも比較的新しいモデルを消費者が追いかけるという市場だと聞いています。

確かに料金サービスで競争するということはもちろんあるわけですが、そのときに消費者の望むような端末が入手できないと思うように効果が働かないのではないのでしょうか。

可能性は二つあり、一つは消費者が回線のないiPhone端末を買ってきて、事業者と契約する、あるいはMNPで移転するということがあります。中古の取引の促進に意味がないとは決して申し上げませんが、新しいものを追いかける消費者は、恐らく中古ではなかなか満足しないのではないのでしょうか。

もう一つは、今も少々話題になりましたシェア基準で外れる事業者が人気のある端末を使ってサービスと端末を販売するということが考えられますが、そのような端末の供給は十分なのか。要するに例えば独立系のMVNOに対する端末の供給というのが、MNOに対する供給と同じようにできているのか。あるいは消費者が自分で新品、あるいはそれに近い機種を購入しようとしたときに、そのルートというのは広く開かれているのか、その辺りはいかがでしょうか。

【古田課長補佐】 端末については、特に先生御指摘のとおり状況でございまして、我々としましても中古端末だけを活性化すればよいとは考えておらず、今回のモバイル促進プランでも、中古端末については選択肢の一つとして活性化していったらどうかと考えているところです。

その趣旨としましては、先生御指摘のとおりですが、利用者はニーズが様々でありまして、高機能で高価格の端末を望んでいる人もいれば、通信だけで

る最低限のスペックだけでも良いから端末が欲しいという様々な利用者があると考えております。特に安い端末を確保することが、年々、端末価格が上昇していることを踏まえれば、特に物価高という観点からは施策としても重要であろうと考えておまして、選択肢を広げるという観点から、中古端末の活性化について取りまとめたところです。

ただ一方で、先生御指摘のとおり、幅広い端末が提供できるような環境というのは重要だと思っておりますので、今後の検討に当たっては、13ページですが、こちら中古端末を含むとしておりますが、中古端末だけではなく、それ以外の端末市場全体、高機能の端末がいかに入手しやすくするか、その活性化についても議論しようと思っております、安い端末である中古端末、そして高機能な比較的高い端末、その幅広い選択肢を国民に提供できるような対策について何か考えられないかについて、現在議論をしているところです。

二つ目の御質問です。外れる事業者、特に独立MVNOなどでも端末の供給が行われているのかですが、数のボリュームだけで見れば、恐らくMNO4社が提供しているものがある程度多いだろうとは考えております。

ただ一方で、今回、独立MVNOからも端末の供給に当たっても規律の見直し、具体的には規制対象から外してほしいとの要望もございましたので、そうした意味では、独立系MVNOが自由に各々の発想で端末を含めて営業することによって、独立系MVNOの自由にできることによる競争の活性化が起こるとは考えておりますので、確かに現時点ではボリュームで言えば、MNO4社が多いわけですが、一つの選択肢として独立MVNOもありうると思っておりますし、これからも競争を行っていただきたいとは考えているところです。

【小塚委員】 端末取引自体は、通信政策というよりも一般の物の取引ですので、場合によっては公正取引委員会などとも協調して効果的な政策を打っていただければと思います。

【田村委員長】 宮田特別委員、どうぞ。

【宮田特別委員】 芝浦工業大学の宮田です。

12ページの接続料の更なる低廉化のところについて、ふだんトラヒックの解析をしているので、ネットワークの通信に対してどれだけコストがかかるか、今回のモバイル市場の競争促進の流れで、みんな使いましようとなっていくと、

ネットワークのトラフィックがコアのトラックでどんどん増えていき、それなりに設備投資しなければならないという感覚があります。その上で、データ接続料、利用者側としてはもちろん下がってくれた方がうれしいというのがありますが、3割削減をどのようにして達成できるか、ポイントがあれば教えていただけますでしょうか。

【古田課長補佐】　　トラフィックについては、年々増加しているところで、トラフィックが増えるにつれて設備投資もして行く必要があるというのは、御指摘のとおりだと思います。

ただ一方で、トラフィックが増えていくことによって、データ接続料単価はどちらかというと減少するような傾向にあると考えております。

3割削減についても、12ページ左下の図の注釈で書いてありますが、将来原価方式を採用しておりまして、将来の接続料がどの程度になるのかという予測があり、その予測に基づいて2025年にはトラフィックが増えることによって3割程度減少できるだろうといったように想定しているところです。

【廣瀬課長補佐】　　料金サービス課の廣瀬です。若干補足させていただければと思います。

まず、この指定設備設置事業者であるMNO3社の接続料については、基本的に規制の対象になってございまして、原価ベースで算定するという原則の下で計算しております。その上で、現在は、古田補佐からも説明があったとおり、将来原価方式ということで、この先3年間の需要と設備量、費用、これがどう予測されるのかというのを各社で計算していただき、原価と利潤の合計を需要で割ることによって単価を出すという計算を行っていただいているところです。

資料に記載の数字は、本年2月に、2023年度から2025年度までに適用される接続料がどのくらいの予測になるのかというのを出していただいた3社の数字を平均した数字でございまして、3社の予測が当たっていれば、実際にこのくらいの動きになるということになります。

ただ、最終的には、会計実績等に基づいて精算する形になりますので、実際の費用がどうなっていたかというのは後々分かってくるということです。

令和6年2月に、また次の3年間、2024年度、2025年度、2026年

度の予測接続料が出てきますので、その際にこのくらいの下がり幅が引き続き維持されるかどうかといったところは、我々も注意して見ていきたいと思っています。

【藤野事務局長】 若干補足すると、低廉化が先にあるのではなく、コストベースでルールどおりにやっていくと、これだけ下がっていく見込みになっているというのをしっかり推進しようという意味です。

そこで、これによって本来投資しなければいけないところが削減されるということではなくて、接続料の考え方は、実際の小売料金と違い、例えば販売促進に係る費用はかからないだろうと思われるので、そうしたところを除いたものをしっかり会計値で出してもらっています。将来原価方式には需要見込みがかなり大きく作用しますが、実際にかかっているコストだけでしっかり算定してもらい、余計なコストを入れないようにするという考え方でやっていくと、トラヒックも増えているので、順調にいけば、これだけ下がるだろうと各社予想しているので、そうしたことをしっかり進めてもらおうという意味で低廉化とやっているということです。ほかの投資をできないようにしようということではありません。

【田村委員長】 ただいまの質問に少々関連してですが、接続料の3割低減化について、一方で、卸料金というのは、何か高止まりしている感じがしておりますが、その点についての今後の具体的な対応というのは先ほど聞こえてこなかったもので、何か総務省としてお考えのところがあればお聞きしたいと思います。

【廣瀬課長補佐】 携帯電話の卸料金に関して、その仕組みを簡単に説明するのはなかなか難しいのですが、MVNOがMNOから設備を借りて、音声サービスを提供したい場合とデータサービスを提供したい場合で少々事情が変わってきます。データサービスについては、実際には、卸契約であっても、接続協定であっても、同じような設備構成であれば、資料に記載のグラフで紹介したデータ接続料と同じ額が使われているというケースが多いですので、接続料の低廉化が予測どおり進んでいけば、卸契約で使われているMVNOさんも同様の恩恵を受けるような構造になっているのかなと思います。

他方で、音声サービスについては、一定程度設備を自前で用意して、自ら音

声サービスを提供していきたい、接続で利用していきたいというお考えを持っている事業者もいれば、MNOからサービスを卸してもらいたいという事業者もいると思っております、使い方について様々なパターンがあります。

特に現在は、プレフィックスという、00XY番号を最初に押しますと、どこの中継事業者を経由して電話をできるかというのを選べる仕組みになっていますが、00XYを押さなくても、あらかじめその中継事業者を経由するという設定をすることで、卸ではなく接続の形でMVNOが音声サービスを提供しているという例もございまして、様々なケースが出てきているところです。

卸料金は、接続料と違ひまして、原価ベースで算定するといった規制は現在にはございませんが、令和4年度の電気通信事業法改正で卸料金と接続料の差額の用途等を説明しなければならない規制を入れていますので、制度改正の結果どうなっているかというのを、これから確認していきたいと思っております。

【田村委員長】 今後ともその辺をしっかりといただければと思います。中村特別委員、お願いいたします。

【中村特別委員】 先ほども少々話題になっていたシェアの基準のところ、10ページです。現状の0.7%という基準の場合に該当する企業数と、4%となったときに該当する新たに入ってくる企業数がどうなっているのか教えていただきたいです。

0.7%と4%を比べると結構な差があり、ある程度大きくなっている独立系MVNOの場合であれば、既存のMNOに対抗する力がつくという意味で競争を促進する効果があると思っております。他方で、現状0.7%新規で入ってきているところからすると、もう少し大きい独立系のMVNOが自分たちと同じような優遇を受ける、規制が緩いということで、いろいろな自由度が高まっているところ、同じ土俵に立つことになり、例えば新規参入が鈍ってしまう、ある程度小さいところは結局、存続が難しくなるのではと少し気になりまして、少々その辺り、実態がまずどうなっているのかを聞かせてください。

【古田課長補佐】 改正によって対象事業者がどう変わったのかという御質問かと思っております。今、10ページにありますとおり、改正前は、0.7%のときは表示している事業者のI I J、オペテージ含めて対象となっていて、計30者

になっていたところです。

こちら、0.7%から4%に基準を変えることによって、このI I Jとオペレータが規律の対象から抜けるといったところで、計28者が変わるところです。

【田村委員長】 ほかの委員、御質問等いかがでしょうか。

特に質問はないようですので、この辺で質疑を終えたいと思います。

古田課長補佐、お忙しい中、本当にありがとうございました。

(総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課職員退出)

(4)閉会【公開】

【田村委員長】

本日の議題は以上です。委員、特別委員の皆様から、ほかに何かございますでしょうか。特にないようですので、最後に事務局から何かございますか。

【小津参事官】 事務局です。

本日はお忙しい中、御出席、誠にありがとうございました。次回の委員会の日程については、また後日、御連絡させていただきます。

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —